

## 道路整備の財源確保に関する意見書

道路は、地域の自立的発展や交流促進を図り、安全・安心で活力のある都市づくりを実現する上で、欠くことのできない根幹的な社会基盤であります。

出雲市においても、山陰道をはじめとする高速交通網の整備促進を図るとともに、市町村合併により広域化した地域間をより早く快適につなぐ幹線道路や生活に密着した道路の整備を積極的に進めているところであります。

しかしながら、出雲市をはじめ地方の道路整備は未だ不十分であり道半ばの状況であります。道路整備の遅れは、公共交通機関の脆弱な地方にとって都会地との経済、所得格差をますます拡大させるものであり、国の目指す「地方の自立と分権自治」の確立に向けては大きな障害となるものと懸念します。

道路特定財源は、この社会基盤整備の財源として唯一の頼りではありますが、昨年12月の政府・与党合意による一般財源化を前提とした見直し方針、及び本年6月の国の行財政改革「骨太の方針2006」により、本年中には一般財源化の具体案を策定することとされており、極めて憂慮すべき事態となっております。地方にとって真に必要な道路は、計画的かつ重点的な整備が絶対条件であり、一般財源化は到底納税者の理解を得られないものであります。

よって、国におかれては、このような本市の実情や納税者たる市民の思いを重く受け止められ、次の事項を実現されるよう強く要望します。

1. 道路特定財源は、受益者負担という制度趣旨に則り一般財源化することなく全額道路整備に充当すること。
2. 高速道路をはじめ、遅れている地方の道路整備を強力に推進するために、地方への道路特定財源の配分拡充を図ること。
3. 高規格幹線道路である山陰道及び尾道松江線は、国土政策として国の責務において整備すべきであり、今後10年以内での全線開通に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年(2006)12月1日

出雲市議会